

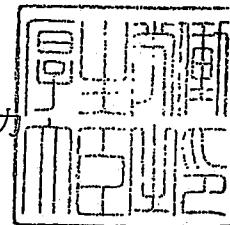
資料 1

厚生労働省発食安第0723001号
平成16年7月23日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

魚介類等に含まれるメチル水銀について

魚介類等に含まれるメチル水銀に係る食品健康影響評価について (7月23日付で食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

「魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項」(平成15年6月3日公表)の見直しの検討に当たり、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 魚介類等に含まれるメチル水銀について

- 平成15年6月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会の意見を聴いて、サメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部について、妊娠している方又はその可能性のある方を対象とした摂食に関する注意事項を公表。
- FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)は、一般集団に対しては、従来の評価を適用することを再確認した上で、胎児や乳児がより大きなリスクを受けるのではないかとの懸念から、平成15年6月中旬、メチル水銀の再評価を実施。
- 米国、英国、カナダ、豪州等においても一定の魚類について、妊婦等を対象とした摂食の注意事項を公表。なお、対象者の範囲は必ずしも一致していない。
- 今般、魚介類に含まれるメチル水銀に係る摂食に関する注意事項の見直しにあたり、メチル水銀の耐用摂取量の設定を依頼するもの。あわせて、ハイリスクグループについても議論を要望するもの。

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において魚介類等に含まれるメチル水銀に係る妊婦等を対象とした摂食に関する注意事項の見直しについて検討する。